

維持管理に関する計画書

1. 飛散 流出 (第1号)

埋立作業は下流から行い、廃棄物が飛散・流出しないように重機等により十分締め固める。また、廃棄物をそのまま放置することなく、一日分の埋立が終わり次第即日覆土を施す。場合によっては、散水を実施する。

埋立工法はサンドイッチ方式とし、廃棄物の一層の厚さ 3.0mを目途に中間覆土 50cmを施工する。埋立完了後は、厚さ 75cm の最終覆土を行う。

2. 悪臭 (第2号)

埋立物の種類より、悪臭はほとんど発生しないと考えられるが、即日覆土を行うことにより、万一発生した悪臭を処分場外に発散させない。

3. 火災 (第3号)

埋立物の種類より、ガスの発生はほとんどなく、火災の発生もほとんどないものと考えられるが、非常時としてろ過原水槽、キレート原水槽等の水を防火用水として使用する。

また、覆土用土砂を鎮火用土砂として常時確保しておく。

4. 衛生害虫等 (第4号)

埋立物の種類から衛生害虫等の発生はほとんどないと考えられるが、衛生害虫等により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするために、即日覆土を行い、これを防止する。

5. 囲い (第5号)

埋立地周辺にはネットフェンスを設置し、人がみだりに立ち入ることができないようにする。埋立地閉鎖後の跡地利用をする際には、ネットフェンス等により埋立地の範囲を明らかにする。

6. 立札 (第6号)

立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしない。また、立札その他の設備が汚損、破損した場合は速やかに補修・復旧する。表示事項に変更が生じた場合にも速やかに書き換える。

7. 擁壁等 (第7号)

貯留堰堤、管理用道路及び防災調整池の法面は、定期的に点検を行い、破損する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

8. 遮水工保護 (第8号)

遮水シートの表面は緩衝材で覆い、埋立物の荷重その他予想される負荷による損傷を防止する。緩衝材としては、底面部に厚さ 50cm の保護砂、そして法面部にはシート保護材を用いる。

9. 遮水工 (第9号)

地上にあらわれている遮水工部については、定期的に点検を行う。地震、台風等の異常

事態の直後には臨時の点検を行う。

遮水工の損傷が漏水検知システム等により確認された場合には、速やかに補修等の必要な措置をとる。

10. 地下水検査（第 10 号）

地下水汚染の有無の確認及び遮水機能の点検を行うため、モニタリング井戸を設置し地下水の水質検査を行う。モニタリング井戸は処分場内に 3 箇所設置し、地下水を採取できるようにする。

地下水検査は埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定、記録する。埋立開始後は、地下水等検査項目について 1 年に 1 回以上、電気伝導率及び塩化物イオンについては 1 月 1 回以上測定し、記録する。

電気伝導率及び塩化物イオン濃度に以上が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、記録する。

地下水等検査項目

アルキル水銀	検出されないこと	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
総 水 銀	0.0005 mg/l 以下	1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
カドミウム	0.01 mg/l 以下	シス-1・1-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	1・1・1-トリクロロエタン	1.00 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
砒 素	0.01 mg/l 以下	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	チ ウ ラ ム	0.006 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	セ レ ン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下		

11. 地下水等検査項目（第 11 号）

地下水の検査結果において、上記地下水検査項目に異常が認められ、その原因が最終処分場以外に起因することが明らかな場合以外は、その原因の調査及び必要な措置をとる。

12. 雨水（第 12 号）

埋立地周辺には U 字側溝を設置し、埋立地外からの雨水の流入を防止する。

13. 調整池（第 13 号）

浸出液調整池（原水ポンプピットを含む）について、クラック等の発生を定期的に点検す

る。なお、地震や台風等の異常事態の直後には、臨時の点検を行う。また、損壊の恐れが認められた場合には、速やかに補修等の必要な措置をとる。

14. 浸出液処理設備（第 14 号）

浸出液処理設備の機能を定期的に点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が認められた場合には、補修、改良、補充等を行う。また、放流水を検査し、放流水の水質が保証値を超えていれば直ちに放流を停止し、その原因を究明し必要な措置をとる。

放流水の水質保証値については、1年に1回以上測定し、記録する。なお、水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素含有量については1月に1回以上測定し、これを記録する。

15. 開渠（第 15 号）

開渠及びその他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態を保つ。

16. 発生ガス（第 16 号）

埋立物の種類からガスの発生はほとんどないと考えられるが、埋立地に設置したガス抜き管により、発生するガスを排除する。

17. 開口部の閉鎖（第 17 号）

埋立地の開口部から廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災及び雨水の浸透を防止するため、埋立終了後に、開口部を最終覆土で転圧、締め固めて 75cm 以上の厚さとなるように仕上げ、閉鎖する。

18. 閉鎖した処分場（第 18 号）

閉鎖した処分場について、最終覆土の損壊を防止するため、埋立地周辺にネットフェンス等の囲いを設置し、人がみだりに立ち入れないようにする。覆土が損壊した場合には、速やかに補修等の必要な措置をとる。

19. 記録（第 19 号）

埋立物の種類、量及び放流水、地下水の水質検査結果等を記録し、当該最終処分場を廃止するまで保存する。